

1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(育成を目指す資質、能力)

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 (知識及び技能)
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。 (思考力、判断力、表現力等)
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。 (学びに向かう力、人間性等)

(1)改訂の要点

音楽科で育成を目指す資質・能力を、「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にした。

(2)目標の構成の改善

育成を目指す資質・能力を整理し、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。その上で、(1)は「知識及び技能」の習得、(2)は「思考力、判断力、表現力等」の育成、(3)は「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示す構成としている。また、このような資質・能力を育成するためには、「音楽的な見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。

(3)目標の柱書き部分について

- ① 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」とは、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには、多様な音楽活動を幅広く体験することが大切であることを示したものである。
- ② 「幅広い活動を通して」としているのは、多様な音楽活動を通して学習が行われることを前提としているからである。
- ③ 音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などに関連付けること」である。
- ④ 「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」は、(1)、(2)及び(3)に示している。生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にしている。

(4)各段階の目標について

今回の改訂では、段階の目標を新設し、教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

(例) 1段階の目標と内容(2段階も構成は同じ)

(1) 目標

ア 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。

(知識及び技能)

イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

(思考力、判断力、表現力等)

ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(学びに向かう力、人間性等)

① 知識及び技能のア

「知識及び技能」の習得に関するもののうち、知識の習得については、表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。全段階を通じて、曲想と音楽の構造などとの関わりなどを示している。このことは、どの段階においても、また、どの領域や分野においても知識に関する学習の方向が同一であることを示している。技能の習得については、表現領域に関する目標を示している。どの段階においても、また、歌唱、器楽、創作、身体表現のどの分野においても、表現領域に関する技能に関する学習の方向が同一であることを示している。

② 思考力判断力、表現力等のイ

「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標では、表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。表現領域については、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて、1段階及び2段階とも「創意工夫すること」としている。このことは、どの段階においても、また、歌唱、器楽、創作、身体表現のどの分野においても、表現領域に関する技能に関する学習の方向が同一であることを示している。音楽の鑑賞については、1段階では「音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら」、2段階では「音楽を自分なりに評価しながら」とし、曲や演奏のよさなどを見いだしていくことが、質的に高まっていくように示している。

③ 学びに向かう力、人間性等のウ

「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標では、「主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み」と全段階で示している。「主体的・協働的に」とは、表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢、心構えなどを示している。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて、合唱や合奏などにおける「協同」に留まらず、表現及び鑑賞の学習において、自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら、友達や教師と音楽表現を生み出したり、音楽を評価してよさや美しさを聴いたりできるようにすることを重視している。

2 内容

(1) 内容の構成

① 今回の改訂では、中学部音楽科及び中学校音楽科との連続性を踏まえて、「A表現」(「歌唱」、「器楽」、「創作」、「身体表現」の四分野)、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。

② また、「A表現」、「B鑑賞」に示す各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に新たに整理した。

(2) 学習内容，学習指導の改善・充実

① 「知識及び技能」について，次のように改訂した。

「知識」に関する指導内容については，「曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について」理解することなどの具体的な内容を，歌唱，器楽，創作，身体表現，鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。「A表現」における技能に関する指導内容については，創意工夫した音楽表現をするために必要となる具体的な内容を，歌唱，器楽，創作，身体表現の分野ごとに事項として示した。このことによって，音楽科における技能は，「思考力，判断力，表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 〔共通事項〕の指導内容の新設

〔共通事項〕を新設し，アの事項を「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力，イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

1段階2段階の「A表現」「B鑑賞」の各領域の指導を通して，ア，イに示された事項を身に付けていく。

(例) 1段階 (4分野構成は同じ)

(2) 内容

A 表現

ア 歌唱の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，歌唱表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。

㉗ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㉘ 声の音色や響きと発声との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉘までの技能を身に付けること。

㉗ 範唱を聴いたり，ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

㉘ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて，自然で無理のない，響きのある歌い方で歌う技能

㉙ 互いの歌声や副次的な旋律，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う技能

① (ア)の事項は，歌唱分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，歌唱表現を創意工夫していくことができることをねらいとしている。

② 「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，歌唱表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が大切となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。（音楽の学びの特性）

③ 「歌唱表現についての知識や技能」とは，(イ)及び(ウ)に示すものである。

④ (イ)の事項は，歌唱分野における「知識」に関する資質・能力である，㉗及び㉘について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㉗の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。

㉘の「声の音色や響きと発声との関わり」とは，例えば，我が国の伝統的な歌唱や諸外国の様々な歌唱には，その曲種に応じた声の出し方などによる声の音色や響きがあり，それらは発声の仕方の違いによって生まれるものであることを理解することなどである。

⑤ (ウ)の事項は，歌唱分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために必要な㉗から㉘までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

B 鑑賞

ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

(イ) 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

- ① (ア)の事項は、「鑑賞」領域における「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと」ができるようにすることをねらいとしている。
- ② 「鑑賞についての知識」とは、(イ)に示すものである。
- ③ A表現と構成が違うので留意する。(2段階も同じ)

3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めること。
- ② 音楽科の指導に当たっては(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。
- ③ 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。
- ④ 各段階の目標及び内容の〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」において共通に必要な資質・能力として示した。そのことによって、指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の各領域及び各分野における事項との関連を図り、十分な指導が行われるようにすることを配慮事項に明記した。指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の各領域及び各分野における事項との関連を図り、十分な指導が行われるようにすること。
- ⑤ 3年間を見通した指導計画、年間指導計画、各題材の指導計画、各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は、それぞれ(ア～オ)の関連に配慮するとともに、評価の計画も含めて作成する必要がある。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 「(2)内容」の指導に当たって配慮すべき事項、ア～タまでの事項については、単独で取り扱うのではなく、「イ内容」の指導と関連付けて取り扱うことが必要である。
- ② 各段階の「A表現」及び「B鑑賞」において取り扱う教材選択の観点、言語活動の充実を図るための配慮事項などについて示した。(新設2点)

ア 言語活動の充実

「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

イ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法について工夫すること」を配慮事項として示した。